NPO 法人の雇用を取り巻く現状と課題

-NPO 支援の立場から-

NPO 法人市民福祉団体全国協議会 専務理事 田中尚輝

☆NPO の雇用に関する実態調査

独立行政法人 労働政策研究・研修機構

労働条件·就業環境部門

主席統括研究員 浅尾 裕

研究員 小野晶子

アシスタント・フェロー 藤本隆史

2004年8月24日

- 1. NPO にとっての雇用
 - 1) NPO と雇用 (ボランティアと雇用の間)
 - ①ボランティアの延長の時代
 - ②介護保険への取り組みによる変化
 - ~雇用契約、指示する労働(指示される労働):フラットな関係から垂直関係
 - ③ボランティア活動出身でない人々の NPO 設立や参加による労使関係の常識が 導入
 - ④事業拡大のための必須の条件としての雇用確保
 - 2)世代交代と雇用
 - ①NPO 法が施行されて10年、第1期世代交代の時代
 - ②第1世代の特徴

ミッション重視型・マネジメント無視型(ボランティア・リーダーから)

- ③第2世代へ交代する条件 労働条件、法人内システムの形成
- 3) 若い世代(20歳代、30歳代)の登場
 - ①ボランティア活動より、社会起業 (ソーシャルエンタープライズ) への関心
 - ②自己の生活

- 2. NPO は雇用の受け皿になるか
 - 1) 当然、なりうる分野(企業と同じ条件、行政からの委託) 介護保険、指定管理、市場化テストなどの領域
 - 開発的分野
 コミュニティビジネス、ソーシャルエンタプライズの分野
 - 3) ヒューマンサービスの分野 賃労働だけではなく、「共感」「連帯」の関係性がある分野については、NPO に よる労働は企業の賃労働よりも優位性を確保する
- 3. NPO 雇用のための環境整備
 - 1) 理論的な整理

ボランティア、市民事業労働、賃労働、(役員としての労働)

- 2) 規制の排除
 - ①NPO 法人と社会福祉法人の差別(現代的な意味不明) 介護保険事業において、NPO 法人には課税されるが、社会福祉法人は非課税 NPO では特別養護老人ホーム等施設系は経営できない
 - ②資本を集められない
 - ③営利企業でないために「融資」を受けられない 中小企業等の支援政策の対象にならない
- 3)マネジメント支援
- 4) キャリアアップの場として活用 生活保護制度を改正し、労働意欲と能力のある場合には、NPO における就業 を促し、その人件費を保障(アメリカの場合)
- 5)農業、林業、漁業や介護などの分野における実験的な就業分野において NPO を活用
- 6) 指定管理、市場化テストなどについて優先的に参入(条件つき)

☆6300 万人×8% (アメリカの NPO への就業者≒500 万人 確保を目指す)